

パブリックコメント手続資料

川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- 令和4年に行われた児童福祉法の改正により、これまで児童養護施設の設備・運営基準を準用していた一時保護施設について、こどもにより手厚い対応を行うため、新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「内閣府令」という。）が定められました。
- 内閣府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定しています。
- この内閣府令を受け、児童福祉法第12条の4第2項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で制定するものです。（内閣府令施行（令和6年4月1日）から起算して1年を超えない期間内で制定）
- 国の基準に基づき、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。
- 上記の条例を定めるに当たって、市民の皆様からの意見を次によりお寄せください、

1 募集期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月10日（金）まで

※郵送の場合：1/10（金）当日必着

※持参の場合：1/10（金）17時15分まで

2 閲覧場所

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」から御覧いただけます。

また、以下の場所でも御覧いただけます。

かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）、各区役所市政資料コーナー

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（市役所本庁舎15階）

3 意見の提出方法

◆郵送・持参・FAX・電子メール(電子メールは専用フォームを御利用ください。)

◆意見書の書式は自由です。

◆必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

*お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕

電話：044(200)0134 FAX: 044(200)3638

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（内閣府令）について

1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、児童福祉法第12条の4第3項において、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という）の設備及び運営について条例で定める基準については、内閣府令で定める基準に従い又は同基準を参酌して定めるものとされました。一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活ことを保障するものとしていることから、内閣府令の趣旨を踏まえ、本市条例に反映させるにあたり広くご意見を伺うものになります。

2 国が定めた基準と本市の視点について

国が定めたこれまでの基準を、地方自治体において基準を条例で定めるにあたっては、踏まえる基準が法令で示されており、具体的に「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	◆法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	◆府令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	◆府令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	◆基準としての継続性を確保することができるか。 ◆市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

①制定する主な内容

- ・一時保護施設の第三者評価
- ・児童の権利擁護等
- ・設備基準
- ・職員配置基準
- ・夜間の職員配置
- ・一時保護施設の管理者等
- ・衛生管理等
- ・児童の健康状態の把握
- ・児童の教育
- ・その他運営に関する事項
- ・経過措置

②条例制定における基本的考え方

国の基準（内閣府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は基本方針を実現するために適した基準となっていますので、国と基準のとおりとします

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和7年4月1日までに条例を施行する予定です。